

成年後見制度利用促進基本計画及び中間検証報告書（抜粋）

○成年後見制度利用促進基本計画（本資料3ページまで）

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

（2）今後の施策の目標等

②今後取り組むべきその他の重要施策

ア）成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

○ 認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにする支援の在り方については、厚生労働省において検討が進められているが、近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある。

○ 成年被後見人等であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

（1）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

－制度開始時・開始後における身上保護の充実－

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

○ 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。

後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。

○ 平成25年4月に施行された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則において、施行後3年を目途

とする見直し事項に「障害者の意思決定支援の在り方」が盛り込まれたことを受け、厚生労働省の平成26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」が示されている。

今後とも、こうした検討を更に進めるとともに、検討の成果が後見人の関係者に共有され、各生活場面での活用が促進されるべきである。

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

① 経緯等

- 医療や介護等の現場において、成年被後見人等に代わって判断をする親族等がいない場合であっても、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年被後見人等の事務の範囲について具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。
- 厚生労働省の平成27年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」においては、認知症の人の意思決定支援に関する倫理的・法的な観点からの論点の整理及び医療・介護等の観点からの注意点が取りまとめられた。
- 平成28年度の研究事業においては、成年被後見人等の医療同意権も含め、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の在り方等の検討が進められ、平成28年12月2日、その検討状況が促進委員会に中間報告された。

② 中間報告の内容

- 同中間報告では、成年被後見人等に医療同意権を与えるかどうか（合法性）の観点のみならず、意思決定支援の視点から、適格性（支援に必要な資質と力量）及び適切性（権限行使が適切に行き渡る条件等）の確保の観点も踏まえ、以下のような考えが示された。
 - ・ 成年被後見人等には、本人の意思決定支援者の一員としての役割（情報提供や、意思疎通・判断・意思形成の支援等）があり、本人の意思を推定する場合にも、より詳細に本人の意思を反映できるよう多職種協議に参加したり、家族間の意見を調整するなどして、貢献できる場合がある。
 - ・ 今後、臨床現場の意思決定支援の質の向上の観点から成年被後見人等の役割の拡充を考える場合には、意思決定支援等の認識向上や意思決定支援の質の確保のための手順・運用プロセスの明示といった一般的な

施策と併せて、後見人の意思決定支援者としての役割を明示するとともに、教育及び運用の質を確保することが重要である。

- ・ 特に、本人の意思決定が困難な場合においては、成年後見人等が身上監護面で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知する必要がある、まずそうした環境整備が重要である。
- ・ そのためには、上記のような事例をまず共有しつつ、今後も、医療・介護等の現場における合意形成等、必要な対応を検討していく必要がある。

③ 今後の方向性

- まずは、医療の処置が講じられる機会に立ち会う成年後見人等が医師など医療関係者から意見を求められた場合等においては、成年後見人等が、他の職種や本人の家族などと相談し、十分な専門的助言に恵まれる環境が整えられることが重要であり、その上で、所見を述べ、又は反対に所見を控えるという態度をとるといったことが社会的に受け入れられるような合意形成が必要と考えられる。

- 今後、政府においては、このような考え方を基本として、

- ・ 人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、
- ・ 人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方

も参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

○成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（本資料5ページまで）

各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- (1) 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等について

【今後の対応】

ア 成年後見制度における意思決定支援の全国的な推進

・ 意思決定支援ガイドラインの策定

利用者がメリットを実感できる制度・運用に改善するため、意思決定支援ガイドラインについて、早期に策定し、全国的に普及・啓発していくべきである（本年度中に基本的な考え方やプロセス等を整理）。

ガイドラインの策定に当たっては、成年後見制度の利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等を通じて、利用者の視点を十分に踏まえたものとする必要がある。

ガイドラインにおいては、利用者が本人らしい生活を送ることができるよう、後見人等は本人の意思を丁寧に汲み取り本人の意思をできる限り尊重して後見事務を行うべきものであること、また、意思決定支援を尽くさなければ代行決定に移ってはならないことや、最善の利益に基づく代行決定は最後の手段として慎重に検討される必要があることを踏まえて策定すべきである。

また、チームによる意思決定支援や、本人が理解できるよう分かりやすく情報を伝えるなど意思疎通を適切に図るための工夫の重要性についても盛り込むべきである。

・ 後見人等に対する意思決定支援研修を通じた全国的な普及・啓発

KPIを踏まえ、令和2年度から令和3年度末までに、全都道府県において、専門職後見人、親族後見人や市民後見人を含めた後見人等向けの意思決定支援研修を実施し、成年後見制度における意思決定支援の重要性を全国的に普及・啓発していくべきである。後見人等が意思決定支援を踏まえた適切な後見事務を行うことにより、利用者の権利利益の擁護が図られるよう、利用者の視点も十分に踏まえた適切な意思決定支援研修の実施が望まれる。

あわせて、市区町村、中核機関及び権利擁護センター等（以下「中核機関等」という。）の関係機関の職員に対しても、国が実施する研修において、意思決定支援ガイドラインの内容を踏まえた研修カリキュラムを盛り込むなど、権利擁護支援に携わる関係者に対する普及・啓発を行っていく必要がある。

イ 各種ガイドラインの関係者への研修等による普及・啓発

後見人等が意思決定支援を行うに当たっては、チーム支援を行う様々な関係者における意思決定支援の考え方についての理解が重要で

ある。

このため、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」について福祉関係者等の各種養成研修のカリキュラムに盛り込むなど、意思決定支援の重要性について幅広い関係者への普及・啓発を行っていくことが必要である。

また、意思決定支援ガイドラインや「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「医療等に係るガイドライン」という。）等も含め、意思決定支援等に関する複数のガイドラインの関係や対象範囲等について、支援に携わる者が理解できるよう、分かりやすく整理して示すことが必要である。

ウ 専門職団体における意思決定支援の理解推進

後見人等や、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「後見監督人等」という。）を務める専門職が、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点も踏まえて事務を行うことができるよう、専門職団体において、研修等を通じた周知・啓発を積極的に行っていくことが望まれる。